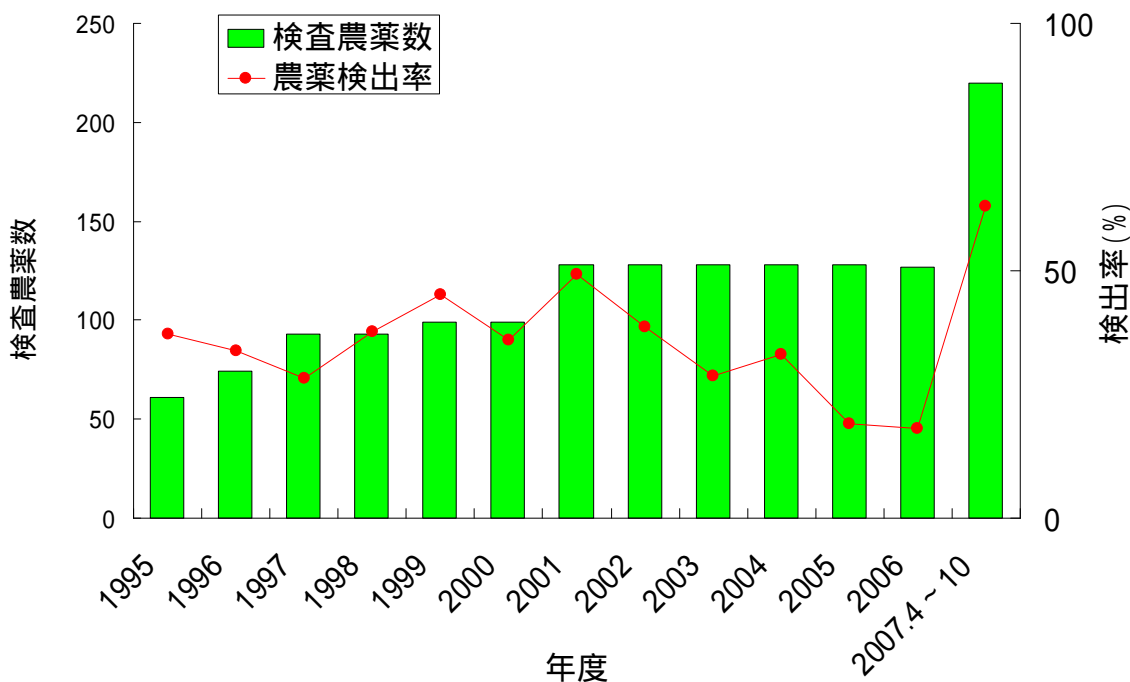


## 残留農薬実態調査による山梨県産農産物の安全性評価

平成18年5月より、食品中の残留農薬にポジティブリスト制度が導入されました。これにより、国際的に使用されているといわれる約800種類の農薬に残留基準値が設定され、原則すべての農薬に食品衛生法の規制がかけられることになりました。

当所においては平成19年4月より、ポジティブリスト制度への対応として、微量分析ができる高度な分析機器の導入および検査農薬数の増大を図ってきました。その結果、残留基準値を超える農薬の検出はないものの、微量の農薬が多数検出され、農薬検出率が大幅に増加しました。(図参照)

そこで、これら多数検出される農薬について、安全性の指標となるADI(許容一日摂取量)\*を用い、農薬および農産物の安全性の比較および農産物からの農薬摂取量の安全性の評価を行います。



図：検査農薬数と農薬検出率の経年変化

方法は

- 1) 生産量、流通量の多い県産農産物を中心に残留農薬調査を行う
- 2) 検出された農薬の安全性、および農産物の安全性をADI(許容一日摂取量)を用いて比較する
- 3) 農産物の農薬一日摂取量を算出しADI(許容一日摂取量)と比較することで農薬摂取量による安全性を評価する

農薬および農産物の安全性比較は、生産者へ農薬散布時の農薬の使用方法や農薬選定のため情報として提供できると考えています。また、農産物の農薬摂取量の安全性評価は、食の安全に関する情報として消費者に伝えていきたいと考えています。

\* : ADI(Acceptable Daily Intake)とは、ある物質について人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量です。単位は mg/kg体重/day で表されます。